指定病院 院長 あて

墨田区在宅療養支援病床利用申請書

下記のとおり墨田区在宅療養支援病床の利用を申請します。また、この申請書を区へ提出することに同意いたします。

_							申請日	年	月		日				
	療養者本人情報(利用申請者)	ふりがな				性別	生年月日								
		氏名				男・女		年	月	日(歳)				
		住所					電話								
太枠内をご	人請 情者 報 住所 かかりつけ医			医療機関	Ž			連絡先'	電話						
T.		を必要と	する理由												
C				有・無	ステーション名	()							
۰,۱				有・無	事業所名()•担	当者()				
	療養者	当本人以	外の記入	氏名				療養	者との関係	Ę.					
	者(代筆者名)			住所				電話							

【墨田区在宅療養支援病床確保事業について】

区では、在宅で療養している方が速やかに入院して適切な治療を受けられるための病床を指定病院に確保していま す。

この事業は、かかりつけ医による病状の確認が必要です。直ちに救急車を呼ばなければならない状態(意識がな い・体のけいれん・骨折など)は除きます。

以下の利用基準をご確認ください。

■利用基準

(1) 利用対象者

18歳以上の墨田区民で、かかりつけ医や訪問看護師等医療従事者による管理及び指導が定期的に行われて おり、入院の必要があるとかかりつけ医と指定病院が認めた方。

ただし、次に該当する場合は、利用対象外です。 ①長期的な入院を利用目的とする場合

- ②指定病院での医療又は介護が著しく困難と認められる場合 等
- (2)入院期間

入院の日数は、入院した日から起算して14日以内です。

(14日を超える入院治療となる場合は、指定病院の指示に従ってください。)

(3) 医療等に係る経費

通常の入院と同じです。健康保険等を利用し、自己負担金部分及び健康保険適用外の費用は利用者の負担とな ります。入院に係る移送費についても利用者の負担となります。

※利用する病床は指定病院の指示に従ってください。(一般室(差額ベッド代のかからない部屋)をご希望で満 床の場合には有料室となりますが、差額ベッド代はかかりません。)

病院処理欄	(担当:)	
利用期間	:	年月	1	日から	年	月	日ま	で	利用日数	(日間)	備考		
入院理由														
退院時 の状況	退院	(軽快)		継続入院		転院	· そ	の作	也()